

規 則

「行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則」をここに公布する。

令和6年3月29日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第9号

行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則

(千曲市組織規則の一部改正)

第1条 千曲市組織規則(平成15年千曲市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1企画政策部の部中

「

日本遺産推進室	日本遺産推進係
地域開発推進室	地域開発推進係

」を

「

公民共創推進室	開発推進係
	新戸倉体育館建設係

」に改め、同表健康

福祉部の部中

「

健康推進課

」を

「

健康推進課 (こども家庭センター)

」に、

「

人権・男女共同参画課	人権・男女共同参画係
感染症対策室	感染症対策係

」を

「

人権・男女共同参画課	人権・男女共同参画係
------------	------------

」に改め、同表次世

代支援部の部中

「

こども未来課

」を

「

こども未来課 (こども家庭センター)

」に改め、

同表経済部の部中

「

	ふるさと振興課	移住定住推進係
		ふるさと納税推進係

」を

「

	ふるさと振興課	移住定住推進係
		ふるさと納税推進係
日本遺産推進室		日本遺産推進係

」に改め、同表建設

部の部中

「

道路河川課	管理係
	事業推進係
	建設係
	維持係

」を

「

道路河川課	管理係
	事業推進係
	建設係
	維持係

」に改める。

別表第2企画政策部の部日本遺産推進室の款を削り、同部地域開発推進室の款中「地域開発推進室」を「公民共創推進室」に改め、同款中2の項を次のように改める。

2 新戸倉体育館建設に関すること。

別表第2健康福祉部の部健康推進課の款に次のように加える。

11 千曲市子ども家庭センター条例（令和6年千曲市条例第3号）に定める事項

別表第2健康福祉部の部感染症対策室の款を削る。

別表第2次世代支援部の部子ども未来課の款に次のように加える。

11 千曲市子ども家庭センター条例（令和6年千曲市条例第3号）に定める事項

別表第2経済部の部ふるさと振興課の款の次に次のように加える。

日本遺産推進室

- 1 日本遺産推進協議会の事務局に関すること。
- 2 日本遺産センターの運営及び維持管理に関すること。
- 3 文化庁との協議等に関すること。
- 4 姨捨棚田の活用に関すること。
- 5 姨捨棚田に係る関係機関並びに他部局等との調整及び連携に関すること。

別表第2建設課の部道路河川課の款に次のように加える。

9 スマートICの新設に関すること。

（千曲市事務処理規則の一部改正）

第2条 千曲市事務処理規則（平成15年千曲市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

子ども未来課長	<ul style="list-style-type: none"> ・児童入所施設（母子生活支援施設、助産施設）の入退所・委託等の承認に係る事項 ・児童手当及び児童扶養手当の認定支給に係る事項 ・特別児童扶養手当の進達に係る事項
---------	--

」を

「

子ども未来課長	<ul style="list-style-type: none"> ・児童入所施設（母子生活支援施設、助産施設）の入退所・委託等の承認に係る事項 ・児童手当及び児童扶養手当の認定支給に係る事項 ・特別児童扶養手当の進達に係る事項
---------	--

こども家庭センター所長	・こども家庭センターの運営管理に係る事項
-------------	----------------------

」に

改める。

(千曲市出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正)

第3条 千曲市出納員及びその他の会計職員設置規則(平成15年千曲市規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

日本遺産推進室	室長	日本遺産推進室に勤務する職員
地域開発推進室	室長	地域開発推進室に勤務する職員

」を

「

公民共創推進室	室長	公民共創推進室に勤務する職員
---------	----	----------------

」に、

「

感染症対策室	室長	感染症対策室に勤務する職員
こども未来課	課長	こども未来課及び子育て支援センターに勤務する職員

」を

「

こども未来課	課長	こども未来課及び子育て支援センターに勤務する職員
こども家庭センター	所長	こども家庭センターに勤務する職員

」に、

「

ふるさと振興課	課長	ふるさと振興課に勤務する職員
---------	----	----------------

」を

「

ふるさと振興課	課長	ふるさと振興課に勤務する職員
日本遺産推進室	室長	日本遺産推進室に勤務する職員

」に

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。